

令和 5 年度

第 8 回庄原市農業委員会総会 会議録

日時 令和 5 年 10 月 5 日(木) 午後 1 時 30 分～午後 4 時 10 分

場所 庄原市ふれあいセンター

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積計画（11 月 1 日公告）の決定について

議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 5 号 非農地証明申請について

議案第 6 号 事業計画変更承認申請とそれに伴う農地法第 5 条及び
農地法第 3 条の規定による許可申請についてについて

各委員の出欠状況

席番	氏 名	出席	欠席	席番	氏 名	出席	欠席
1	原田 實夫	○		13	佐々木 利雄	○	
2	堀江 唯雄	○		14	渡邊 文隆	○	
3	木村 英宗	○		15	瀬尾 憲雅	○	
4	増谷 克則	○		16	金本 哲弥	○	
5	入谷 弘之	○		17	渡邊 敬子	○	
6	財間 敏行		○	18	前田 憲二	○	
7	須應 敏明	○		19	道下 和子	○	
8	寺西 玉実	○		20	小次 啓二	○	
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭		○
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江		○
11	宮崎 譲		○	23	佐々木 英明	○	
12	竹森 達	○		24	榮田 明美	○	

農地利用最適化推進委員の出席状況

事務局出欠状況

役 職	氏 名	出席	欠席	役 職	氏 名	出席	欠席
(本 庁)				(口和出張所)			
事務局長	黒木 和彦		○	出張所長	松島 寛治		○
係 長	中村 征巳	○		主 任	小田 正儀		○
主 任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
主 事	細川 美加	○		出張所長	石原 豊年		○
(西城出張所)				主任主事	影山 和祈	○	
出張所長	森田 一徳		○	(比和出張所)			
主 任	沖田 普耶	○		出張所長	坂口 登		○
				主 任	加川 元暁	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	佐々木 敏也	○		出張所長	今西 隆行		○
主 事	辻 健作	○		主 任	荻原 綾乃	○	

事務局員 (本庁)	ただ今より、令和 5 年度第 8 回庄原市農業委員会総会を開催いたします。(午後 1 時 30 分)、本日、黒木事務局長は急遽対応することができまして、欠席になるかもしれません。6 番財間委員、11 番宮崎委員、21 番天根委員、22 番青才委員から欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。 それでは、道下会長より開会のご挨拶をいただき、引き続き庄原市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、会長に議長を務めていただきます。 (挨拶)
議長	それでは、会議を開会させていただきます。 ただ今の出席委員は 20 名です。よって、本総会は成立していることをご報告いたします。 続きまして本日の議事録署名者を指名させていただきます。7 番須應委員さん、8 番寺西委員さん、よろしくお願いいたします。 それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程します。受付番号 45 から 51 の 7 件について事務局からの説明を求めます。
事務局員 (本庁)	資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 (以下省略) 以上で説明が終わりました。 ここで皆様よりご質疑・ご意見を受けます。何かございますか
16 番金本委員	47 番について、取り下げた理由と今後その農地はどうなるのか教えてください。
事務局員 (本庁)	47 番については、現地確認の結果、上の圃場に入る農道となっているため、取り下げとなりました。今後は、許可不要の農地転用届(農業用施設 200 m²未満)で整理することとなっています。
16 番金本委員	所有者は、農地には他に所有されておられないのでしょうか。
事務局員 (本庁)	所有する農地を、全て地元の方にお譲りすることで、申請されておられます。

議長	竹森委員さん、49 番について令和 6 年に西城で農業をされるということでよろしいでしょうか。
12 番竹森委員	申請地は家の近くで、現在、家のリフォームに取り組んでおられます。遠方に居住されておられますが、西城に帰られると思います。
議長	ゆずを作付けされ、農作業従事日数が 100 日となっていますが、その点はいかがでしょう。
12 番竹森委員	以前利用権設定させていた方が、ゆずを作付けされていてそれを引き継ぐ予定です。
議長	51 番はいかがでしょう。
17 番渡邊委員	現在、譲渡人は遠方に在住し、退職まで 1 年あるのですが、その間土日等を利用して、譲受人から農業を教えてもらうということでした。また、母屋のほうも家財道具をきれいに処分・整理されており、いつでもリフォームできる状態となっております。
議長	それでは「農地法第 3 条の規定による許可申請」について、受付番号 45 から 51 の 7 件を一括で採決したいと思います。これにご異議はございませんか。 (なしという声) それでは受付番号 45 から 51 の 7 件について申請の通り許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、許可されました。 続きまして、議案第 2 号「農用地利用集積計画(11 月 1 日公告)の決定」について上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局員 (本庁)	農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画書の令和 5 年 9 月期の申し出分については、「令和 5 年 11 月 1 日公告 利用権設定内訳」のとおりです。 今回、利用権設定の一般分が合計 1 件 1,372 m²、農地中間管理事業分 合計 2 件 8,997 m²となっております。農地中間管理事業分については、機構からの転貸先として、高野町の農地を〇〇様へ 8,997 m²となっております。 以上の農用地利用集積計画は、この農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧

議長	を経て正式に契約成立となります。 以上で説明が終わりました。 皆様よりご質疑・ご意見等はございますか。 (なしという声) ないようですので採決に移らせていただきます。 「農用地利用集積計画(11月1日公告)の決定」について、提案の通り決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、決定されました。 続きまして、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」について上程いたします。 受付番号5～9の5件について事務局からの説明をお願いいたします。
事務局 (本庁)	(説明 以下 概要) 受付番号5 位置等：説明資料の4から5ページに記載 転用事由：墓地 資金計画：自己資金 他法令：墓地関係許可申請中 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：都市計画区域の用途区域のため不要 受付番号6 位置等：説明資料の4、6ページに記載 転用事由：進入路 資金計画：追認許可のためなし 他法令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外見込み
事務局員 (東城出張所)	受付番号7 位置等：説明資料の7から8ページに記載 転用事由：製材所及び木材貯留所、乾燥場

	資金計画：自己資金 他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外見込み
事務局員 (比和出張所)	受付番号 8 位置等：説明資料の 9 から 10 ページに記載 転用事由：駐車場、ドックラン 資金計画：自己資金 他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外見込み
事務局 (総領出張所)	受付番号 9 位置等：説明資料の 11 から 12 ページに記載 転用事由：墓地 資金計画：自己資金 他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外見込み
議長	以上で説明が終わりました。 ここで皆様よりご質疑・ご意見等を受け付けます。 何かございますか。
14 番田邊委員	7 番については第 1 種農地で、業務上必要な農地については許可できるとのことですが、詳しく説明をお願いします。
事務局員 (本庁)	農地法等に基づく処分に係る審査基準等の資料をご覧ください。第 1 種農地は 10ha 以上の集団農地、農業公共投資対象農地等は、原則不許可となっています。 しかし、不許可の例外規定があり、申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（施行規則第 33 条第 4 号）に該当するものです。
議長	それでは、採決に移らせていただきます。 それでは「農地法第 4 条の規定による許可申請」受付番号 5～9 件について申請のとおり

議長	許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、許可されました。 続きまして、議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」について上程いたします。 受付番号 35～41 の 5 件について事務局からの説明をお願いいたします。
事務局員 (本庁)	受付番号 35 位置等：説明資料の 4、13 から 25 ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：自己資金 他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：都市計画区域の用途区域のため不要 受付番号 36 位置等：説明資料の 4、26 ページに記載 転用事由：社宅駐車場 資金計画：自己資金 他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外見込み
事務局員 (西城出張所)	受付番号 37 位置等：説明資料の 27 から 31、17 から 25 ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：自己資金 他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外済み 受付番号 38 位置等：説明資料の 27、32 から 35、17 から 25 ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：自己資金 他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認

事務局員 (本庁)	除外手続：除外済み 受付番号 39 位置等：説明資料の 36 から 37 ページに記載 転用事由：駐車場、庭、自転車置場、物干場等 資金計画：借入資金 他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外済み 受付番号 40 位置等：説明資料の 36、38 ページに記載 転用事由：一般住宅、駐車場、通路、浄化槽 資金計画：借入資金 他 法 令：なし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外済み 受付番号 41 位置等：説明資料の 36、39 ページに記載 転用事由：倉庫、車庫、家庭菜園、住宅（一部）、駐車場、庭、浄化槽 資金計画：自己資金と借入資金 他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外済み
議長	以上で説明が終わりました。 ここで皆様よりご質疑・ご意見等を受け付けます。 何かございますか。
8 番寺西委員	35 番から 38 番の面積は様々ですが、パネル数は 92 枚と一緒に、工事費もそれぞれ違いがあります。違う理由について教えてください。
事務局 (本庁)	今年の 4 月に電気事業法が改正され、50KW 未満と 50kw 以上の取り扱いが大きく変わり、事業者は、主に 50kw 未満で、概ね 100～200 枚位で申請されておられます。

8 番寺西委員	距離によって工事費が違うと思うのですが、同じパネル数で負担金の金額に開きがある理由を教えてください。
事務局 (本庁)	これは、事業者が電柱に接続するための負担金となります。農業委員会としては転用の現実性を確認するために提出してもらっている書類です。その負担金の額については電柱の位置や場所で違うので、負担金の計算は立地用件で変わってきます。
議長	それでは、採決に移らせていただきます。 それでは「農地法第 5 条の規定による許可申請」受付番号 35～41 件について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、許可されました。
事務局 (本庁)	それでは、議案第 5 号「非農地証明申請について」を上程いたします。 受付番号 32 から 40 の 9 件について、事務局から説明をお願いします。 (説明 以下 概要) 受付番号 32 位置等：説明資料 4、40 ページに記載 潰廃事由：申請地は、昭和 63 年頃耕作放棄し、現在に至っている。 現地確認：現地は山林であり、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。 受付番号 33 位置等：説明資料 4、41 ページに記載 潰廃事由：申請地は、平成元年頃、母屋の新築の際に敷地を拡張、分筆を行い、建物の敷地となっている。 現地確認：現地は母屋の敷地であり、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。 受付番号 34 位置等：説明資料 4、42 ページに記載 潰廃事由：平成 20 年頃、公衆用道路の工事を行い、私道からの進入路及び階段となっている。 現地確認：現地は私道の一部と階段で、農地として利用するのは困難で非農地と確認。 受付番号 35 位置等：説明資料 4、43 ページに記載

事務局員 (西城出張所)	潰廃事由：昭和 60 年頃、父が自宅への進入路として改修した際に庭とした。 現地確認：現地は庭となっており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。 受付番号 36 位置等：説明資料 4、44 ページに記載 潰廃事由：平成 6 年頃、子ども夫婦との同居により母屋を回収した際に、倉庫を建築して しまった。 現地確認：現地は倉庫の敷地となっており、農地として利用するのは困難で非農地と確 認。 受付番号 37 位置等：説明資料 4、45 ページに記載 潰廃事由：平成 26 年頃、隣接地の進入路の雑種地となっており、砂利が敷いてある。 現地確認：現地は一部砂利が敷きつめられ、進入路となっており、農地として利用するの は困難で非農地と確認。 受付番号 38 位置等：説明資料 27、46 ページに記載 潰廃事由：昭和 45 年頃、水がなく耕作しなくなり、原野化した。 現地確認：現地は原野化しており、農地として利用するのは困難で非農地と確認。 受付番号 39 位置等：説明資料 47～48 ページに記載 潰廃事由：平成 10 年頃、耕作者の高齢化により耕作できなくなり、原野化した。 現地確認：現地は原野化しており、農地として利用するのは困難で非農地と確認。 受付番号 40 位置等：説明資料 49～51 ページに記載 潰廃事由：昭和 60 年頃、耕作者の高齢化により耕作できなくなり原野化した。 現地確認：現地は原野化しており、農地として利用するのは困難で非農地と確認。 議長 以上で説明が終わりました。 ここで皆様よりご質疑・ご意見等を受け付けます。 何かございますか。
-------------------------	--

16 番金本委員	38 番、39、40 番は周辺に田があるのですが、どのような状況なのでしょう。一部原野になり周辺への影響はないのでしょうか。
10 番前田委員	38 番は農道よりかなり入った場所でとても耕作できる状況ではなく、周辺の田も同じような状況でした。木が植えてあり日当たりの悪い場所でした。
事務局員 (西城出張所)	周辺の農地は、今回の申請者とは違う所有者となっております。
16 番金本委員	周りは営農されているのに、申請地だけ原野化し、有害鳥獣の被害や虫が湧くとかの被害の可能性あるのかどうかを確認したいです。
9 番森兼委員	38 番は、水や道もなく傾斜地のため荒廃し、原野化したような状況です。
事務局員 (高野出張所)	39 番の周辺の農地は、地域の担い手が WCS や飼料作物を作付けしております。 40 番の周辺の農地は、周辺の農地は集約が上手くいっていないくて、年々原野が増えていっている状況です。
16 番金本委員	40 番については、今後地域計画が進められる中で非農地を進められるのでしょうか。
事務局員 (高野出張所)	それは、今後の地域の話し合いの中で決定されることです。
16 番金本委員	39 番については、担い手との兼ね合いはどうなっているのでしょうか。
事務局員 (高野出張所)	39 番ついて、申請者に担い手に相談してみてもどうかと話はしたのですが、今後も営農するつもりはないので、非農地として申請をしたいとのことでした。 担い手にも話をされたのでしょうか？
16 番金本委員	話をされたほうがいいのではないかとはいいましたが、草刈りなどの管理ができないので難しいと言われました。
事務局員 (高野出張所)	34 番の詳細の図面について、公衆用道路の区画について変更になっているのでしょうか。
7 番須應委員	説明資料の詳細図は公図ですので、法務局で分筆され現在は道路として利用されていま

事務局員 (本庁)	す。 ほかに質問がありますでしょうか。 (なしという声)
議長	ないようですので採決に移らせていただきます。 「非農地証明申請」について、受付番号 32 から 40 の 9 件について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、申請のとおり証明することに決定されました。 それでは、議案第 6 号「事業計画変更承認申請とそれに伴う農地法第 5 条及び農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局員 (本庁)	こちらの申請については、内容が複雑なので、広島県農業会議と確認しながら事務を進めております。 農地法第 5 条の規定により令和 4 年 12 月 16 日付け指令庄農第 25 号の案件について、変更承認申請書と変更後の許可を求める農地法第 5 条及び農地法第 3 条の規定による許可申請が提出されております。 事業計画変更承認申請につきましては転用事業者及び事業継承者による共同申請なされています。変更内容について説明します。 1 点目、既存の転用許可地である申請地について、〇〇番と●●番に分筆し、転用地を〇〇番に変更する。2 点目、新たに●●番を転用事業地として追加したい内容となっております。 このことに伴い、新たに転用事業地と追加する部分の転用許可申請として農地法第 5 条の許可申請が提出されております。 また分筆により、転用事業地から外す土地の扱いについては、隣接農地の畦畔等に当たるため、農地法第 3 条申請が提出されております。 当初事業計画時に〇〇番地と隣接する〇〇番については、過去に地権者同士で利便性を考えて、地ならしをされた経緯があります。以上を把握したうえで、当初転用事業者は工作物を設置する計画でしたが、当初転用事業者の連絡不足により事業計画書を超えたフェンスの設置を行いました。その後、継承転用事業者に引き継がれた経緯となっております。 その後、隣接の地権者と協議の上、安定的な太陽光発電事業用地として整備したいという判断となり、顛末書を添付した追認の申請となっております。

	農地法第 3 条の規定による許可申請については、今後の長期的な発電事業運営のために分筆し、転用事業地から外す部分を隣接の農地所有者に渡し、譲受人がこれを了解したとの内容となっております。現地確認の結果、申請内容と同じ旨を確認しました。 顛末書も添付され、許可はやむを得ないものと判断しました。
議長	担当委員さんで何かありますでしょうか。
3 番木村委員	難しいような申請内容ですが、ようするに、計画と違うように工事が行われたので、それを分筆して 3 条と 5 条で整理したということです。
議長	この件で顛末書が添付されているとのことですが、教えていただけますか。
事務局員 (本庁)	顛末書は添付されていましたが、詳しい補足の書類が提出されました。内容は工事施工にあたり、公図と現況が相違しているため、設置予定地で、越境しないように現地確認も行いました。しかし施工業者に対する指示がしっかり行われておらず、草刈りの際に目印が飛んでしまったため、このような事案が発生しました。 今後は社内の情報共有及び施工業者への指示をしっかりと行い、2 度と越境しないようにしてまいります。
8 番寺西委員	事業者が変わったのはどうしてでしょうか。
議長	事業者が変更になった期間なども説明をお願いします。
事務局員 (本庁)	事業継承の経過は、許可が令和 4 年 12 月 16 日でその後すぐに着工し、完了届が 5 年の 4 月 12 日に提出されております。その後、6 月に新しい事業者へ権利移動がされております。
8 番寺西委員	もう一度質問します。事業者が変更された理由を教えてください。
事務局員 (本庁)	当初の事業者は発電事業として取り組まれていたのですが、完了後に新しい事業者に事業を売却することを両社で合意されたということです。
7 番須應委員	業者が変更された場合、農業委員会への届け出ることは不要なのか。
事務局員 (本庁)	事業の転用許可を受けて、完了した段階で完了報告を農業委員会に提出し、地目変更などが行われます。この段階で、農業委員会としての役割は終わります。しかし、転用事業の

議長	途中で新しい事業者が事業を引き継ぐ場合などは届出が必要です。 ないようですので採決に移らせていただきます。 議案第 6 号「事業計画変更承認申請とそれに伴う農地法第 5 条及び農地法第 3 条の規定による許可申請について」について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、申請のとおり証明することに決定されました。 以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議をすべて終了いたします。 引き続き「その他」について事務局の説明を求めます。 (その他事項について資料にて説明) ・比和営農型太陽光設備の進捗状況について ・会長報告 ・9/5 役委員会報告 ・地域計画策定のための目標地図（素案）作成に係るアンケートについて ・令和 7 年度からの農地中間管理事業の借受期間について ・広報委員会からの報告 ・今後の主な日程 報告を行った。 以上事務局からの報告・協議でした。 みなさんからご質疑、意見等はございますか。 皆様の方から何かございませんか。 (なしという声) 以上で本日の日程をすべて終了しました。 これをもって、第 8 回農業委員会総会を閉会といたします。(午後 4 時 10 分)
----	--

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和5年10月5日

議 長
(道下 和子) _____

7 番委員
(須應 敏明) _____

8 番委員
(寺西 玉実) _____